

目次

道路用地とするため

下関市	一二・五七	周南市	〇・五〇	岩国市	二・〇六		
長門市	一八・二八	下松市	三・二八	柳井市	二・〇五		
萩市	二七・三六	防府市	三・九〇	平生町	〇・七二		
阿武町	四・三〇	宇部市	〇・一二	上関町	九・〇二	周防大 島町	一二・四八
同一の単位とされる集団の区域	許可をすべき皆伐面積の限度 (ヘクタール)	同一の単位とされる集団の区域	許可をすべき皆伐面積の限度 (ヘクタール)	同一の単位とされる集団の区域	許可をすべき皆伐面積の限度 (ヘクタール)	同一の単位とされる集団の区域	許可をすべき皆伐面積の限度 (ヘクタール)

三 保健保安林

山口県	同一の単位とされる集団の区域 許可をすべき皆伐面積の限度 (ヘクタール) 一三四・七〇
-----	--

(一九二) 令和八年度後期実施技能検定試験の実施

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）第四十四条第一項の規定により、令和八年度後期実施技能検定試験を次のとおり実施します。

令和八年九月一日

山口県知事
村岡嗣政

一 技能検定の実施職種及び試験の方法

(一) 實施職種

1 特級の技能検定

鑄造、金属熱処理、機械加工、非接触除去加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機械器具組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造及びプラスチック成形

2 一級及び二級の技能検定

次の表の上欄に掲げる職種で、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目に係るもの

職 種	さ く 井	工 場 板 金	機 械 検 査	シ ー ケ ン ス 制 御	自 動 販 売 機 調 整	空 気 圧 装 置 組 立 て	油 圧 装 置 調 整	農 業 機 械 整 備	冷 凍 空 気 調 和 機 器 施 工	婦 人 子 供 服 製 造	和 裁	製 本	建 築 大 工	か わ ら ぶ き	配 管	型 枠 施 工	鉄 筋 施 工
試 験 科 目	ロータリー式さく井工事	機械板金 数値制御タレットパンチプレス板金	機械検査	シーケンス制御	自動販売機調整	空気圧装置組立て	油圧装置調整	農業機械整備	冷凍空気調和機器施工	婦人子供既製服縫製	和服製作	製本	大工工事	かわらぶき	建築配管	型枠工事	鉄筋施工図作成 鉄筋組立て

職 種	機 械 加 工	機 械 検 査	シ ー ケ ン ス 制 御	冷 凍 空 気 調 和 機 器 施 工	和 裁	家 具 製 作
	普通旋盤	機械検査	シーケンス制御	冷凍空気調和機器施工	和服製作	家具手加工
3 三級の技能検定						
次の表の上欄に掲げる職種で、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目に係るもの						
塗 装	金 属 材 料 試 験	電 気 製 図	機 械 ・ プ ラ ン ト 製 図	ガ ラ ス 施 工	自 動 ド ア 施 工	カ ー テ ン ウ ォ ー ル 施 工
鋼橋塗装	組織試験	配電盤・制御盤製図	機械製図C A D	ガラス工事	自動ドア施工	金属製カーテンウォール工事
樹脂接着剤注入施工						
防 水 施 工						
改質アスファルトシートトーチ工法防水工事						
コンクリート圧送工事						
コンクリート防水工事						
塩化ビニル系シート防水工事						
合成ゴム系シート防水工事						
アスファルト防水工事						

職 種	電 子 回 路 接 続	バ ル コ ニ ー 施 工
	電子回路接続	金属製バルコニー工事
4 単一等級の技能検定		
次の表の上欄に掲げる職種で、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目に係るもの		
電 気 製 図	機 械 ・ プ ラ ン ト 製 図	鉄 筋 施 工
配電盤・制御盤製図	機械製図C A D	鉄筋組立て
型 枠 施 工		
建築配管		
か わ ら ぶ き		
かわらぶき		
建 築 大 工		
大工工事		
(一) 試験の方法		
(一)に規定する職種ごとに実技試験及び学科試験を実施する。		
二 試験の期日		
(一) 実技試験		
令和八年十二月四日（金曜日）から令和九年二月十四日（日曜日）までの間において山口県職業能力開発協会が指定する日		
(二) 学科試験		
1 特級の技能検定		
職 種		実 施 期 日

鑄造 金属熱処理 機械加工 非接触除去加工 金型製作 金属プレス加工 工場板金 めっき 仕上げ 機械検査 電子機器組立て 電気機器組立て 半導体製品製造 自動販売機調整 空気圧装置組立て 油圧装置調整 建設機械整備 婦人子供服製造 プラスチック成形

令和九年一月三十一日
(日曜日)

2 一級及び二級の技能検定

職	種	実施期日
機械検査	シーケンス制御 婦人子供服製造 配管 型枠施工 ガラス施工 金属材料試験	令和九年一月二十四日 (日曜日)
さく井 工場板金 自動販売機調整 油圧装置調整 農業機械整備 冷凍空気調和機器施工 和裁 製本 防水施工 カーテンウォール施工 機械・プラント製図		令和九年一月三十一日 (日曜日)
空気圧装置組立て 建築大工 かわらぶき 鉄筋施工 コンクリート圧送施工 樹脂接着剤注入施工 自動ドア施工 電気製図 塗装		令和九年二月七日 (日曜日)

3 三級の技能検定

職	種	実施期日
シーケンス制御 配管 型枠施工		令和九年一月二十四日 (日曜日)
冷凍空気調和機器施工 和裁 家具製作 機械・プラント製図		令和九年一月三十一日 (日曜日)
機械加工 機械検査 建築大工 かわらぶき 鉄筋施工 電気製図		令和九年二月七日 (日曜日)

4 単一等級の技能検定

職	種	実施期日
バルコニー施工		令和九年一月三十一日 (日曜日)
電子回路接続		令和九年二月七日 (日曜日)

三 試験の場所

山口県職業能力開発協会が指定する場所

四 受検資格

(一) 特級の技能検定にあつては、法第四十五条及び職業能力開発促進法施行規則（昭

和四十四年労働省令第二十四号。以下「省令」という。）第六十四条に規定する者であること。

(二) 一級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の二に規定する者であること。

(三) 二級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の三に規定する者であること。

(四) 三級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の四に規定する者であること。

(五) 単一等級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の六に規定する者であること。

五 受検申請書の受付期間

令和八年十月五日（月曜日）から同月十六日（金曜日）まで（郵送の場合は、十月十六日までの消印のあるものは、有効とする。）

六 受検申請書の提出先

山口市旭通り二丁目九番一九号山口建設ビル三階（郵便番号七五三〇〇五一）

七 提出書類

(一) 受検申請書

(二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者にあつては、その資格を証する書面

八 受検手数料

受検申請書の提出の際に次に掲げる額を山口県職業能力開発協会に納付すること。

(一) 学科試験にあつては、三千百円

(二) 実技試験にあつては、次の1の表から8の表までの上欄に掲げる職種ごとにそれぞれこれらの表の下欄に掲げる額

1 特級の技能検定

職	種	手数料
鑄造 金属熱処理 機械加工 非接触除去加工 金型製作 金属プレス加工 工場板金 めっき 仕上げ 機械検査 ダイカスト 電子機器組立て 半導体製品製造 自動販売機調整 空気圧装置組立て 油圧装置調整 建設機械整備 婦人子供服製造 プラスチック成形		一万八千二百円

2 一級及び二級の技能検定

職	種	手数料
和裁 機械・プラント製図 電気製図		一万三千三百円
機械検査 婦人子供服製造		一万五千百円
さく井 工場板金 シーケンス制御 自動販売機調整 空気圧装置組立て 油圧装置調整 農業機械整備 冷凍空気調和機器施工 製本 建築大工 かわらぶき 配管 型枠施工 鉄筋施工 コンクリート圧送施工 防水施工 樹脂接着剤注入施工 カーテンウォール施工 自動ドア施工 ガラス施工 金属材料試験 塗装		二万八千二百円

3 三級の技能検定（受検者が在校生であり、令和八年四月一日現在において二十歳未満の者（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者（以下「在留資格者」という。）を除く。）である場合）

職	種	手数料
機械加工 機械検査 シーケンス制御 冷凍空気調和機器施工 和裁 家具製作 建築大工 かわらぶき 配管 型枠施工 鉄筋施工 機械・プラント製図 電気製図		二千九百円

4 三級の技能検定（受検者が在校生であり、令和八年四月一日現在において二十歳以上の者である場合）

職	種	手数料
和裁 機械・プラント製図 電気製図		四千四百円
機械検査		五千円
機械加工 シーケンス制御 冷凍空気調和機器施工 家具製作 建築大工 かわらぶき 配管 型枠施工 鉄筋施工		六千百円

5 三級の技能検定（受検者が在校生でなく、令和八年四月一日現在において二十歳未満の雇用保険被保険者（雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第四條第一項に規定する被保険者（実技試験受験申請日において雇用保険被保険者である者）をいう。以下同じ。）（在留資格者を除く。）である場合）

職	種	手数料
和裁 機械・プラント製図 電気製図		四千三百円
機械検査		六千百円
機械加工 シーケンス制御 冷凍空気調和機器施工 家具製作 建築大工 かわらぶき 配管 型枠施工 鉄筋施工		九千二百円

6 三級の技能検定（受検者が在校生でなく、令和八年四月一日現在において二十歳未満の者であつて、雇用保険被保険者以外の者（在留資格者を除く。）である場合）

職	種	手数料
和裁 機械・プラント製図 電気製図		八千八百円
機械検査		一万六百円
機械加工 シーケンス制御 冷凍空気調和機器施工 家具製作 建築大工 かわらぶき 配管 型枠施工 鉄筋施工		一万三千七百元

7 三級の技能検定（受検者が在校生でなく、令和八年四月一日現在において二十歳以上の者である場合）

職	種	手数料
和裁 機械・プラント製図 電気製図		一万三千三百円
機械検査		一万五千百円
機械加工 シーケンス制御 冷凍空気調和機器施工 家具製作 建築大工 かわらぶき 配管 型枠施工 鉄筋施工		一万八千二百円

8 単一等級の技能検定

職	種	手数料
電子回路接続 バルコニー施工		一万八千二百円

九 問題の公表

実技試験の問題は、令和八年十一月二十七日（金曜日）に山口県職業能力開発協会において公表する。ただし、一部の職種については、公表しない。

十 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、令和九年三月十二日（金曜日）とし、合格者の受検番号を山口県産業労働部産業人材課のホームページに掲載するとともに、合格者に文書で通知する。

(二) 受検者は、試験の得点を知りたい場合には、合格者の発表日以後、山口県産業労働部産業人材課において、受検票を提示してその旨を申し出ること。

十一 その他

(一) 受検案内、受検申請書等の請求は、山口県職業能力開発協会、市役所、町役場、公共職業安定所、高等産業技術学校、山口職業能力開発促進センター又は防府地域職業訓練センターにすること。

(二) 技能検定試験についての問合せは、山口県職業能力開発協会（電話〇八三一九二二―八六四六）にすること。

(一九三) 県営上右田南地区農地中間管理機構関連農地整備事業計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、県営上右田南地区農地中間管理機構関連農地整備事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第七項により準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和八年九月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 縦覧に供する書類

県営上右田南地区農地中間管理機構関連農地整備事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和八年九月二日から同月二十四日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課のウェブサイト

令和八年九月一日印刷
令和八年九月一日発行

発行人 山口県庁
山口県知事